

令和2年度第1回全国健康保険協会三重支部評議会議事概要

令和2年第1回全国健康保険協会三重支部評議会は持回り審議により開催した。その議事概要については以下のとおり。

1. 開催日時 令和2年7月9日（木）～ 令和2年7月16日（木）
※持回りによる審議
2. 開催場所 各評議員の勤務先等
3. 出席評議員 楠井評議員、黒澤評議員、高橋評議員、橋本評議員、葉山評議員、松本評議員、真弓評議員、吉田評議員（五十音順）
4. 事務局 内藤支部長、福地部長、工藤グループ長、石倉グループ長補佐、岡本主任
5. 議 事 (1) 令和元年度決算見込み（医療分）について
(2) 三重支部事業報告について

議題1. 令和元年度決算見込み（医療分）について

資料1に沿って事務局から説明を行った。

《評議員からの主な意見》

【学識経験者】【事業主代表】

新型コロナウイルスの感染拡大は、協会けんぽの財政にどのような影響を与えているのか。

【事務局】

令和元年度決算では、保険料収入については令和2年2月分まで、診療報酬についても令和2年2月受診分までが対象となるため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は限定的である。令和2年度については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により医療機関への受診控えもあり、医療給付費の伸びが一時的に抑制されている一方で、経済状況の悪化による被保険者の賃金の低下等が協会財政に大きなマイナスの影響を与えるのではないかと懸念している。現時点での協会財政の見通しは不透明な状態である。

【学識経験者】

新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化は、これまでと次元が違っていると感じている。当会が行っている貸付制度の申込件数が、令和2年4月から6月の間で昨年度の約24倍となる3,600件の申込があった。平成21年のリーマンショックでも約570件であったことから、大変なことになっている。緊急事態宣言では、三重県内の観光業界に多大な影響を及ぼし、現在も厳しい状況が続くと聞く。

【被保険者代表】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、賞与の減額や支給を見送る企業がある。経済状況の悪化により保険料収入の減少などが懸念されるが、今後の財政の見通しをどのように考えているのか。

【事務局】

経済状況の悪化による景気の落ち込みが、被保険者の賃金の低下等により協会財政にマイナスの影響を与えるのではないかと懸念している。新型コロナウイルスの感染拡大は特に令和2、3年度の収支見込に与える影響が大きいと考えられ、現時点ではその影響の程度は不確定である。先行きが不透明であることから、10年収支見通しも見合わせる事となった。

【被保険者代表】

当社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が約5割も下がったことや、4～5月は従業員を休業させたことなど、業務に多大な影響があった。少しずつ業務を再開しているが、先行きが不透明な状態である。

【被保険者代表】

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛の影響により、来客数が2割減となった。客層は年配の方が多く、緊急事態宣言の解除後も、なお客足はまばらで、以前のような状態にすぐ戻ることはない。新型コロナウイルスの感染拡大により、保険料収入にどの程度影響があるのか。

【事務局】

経済状況の悪化による景気の落ち込みが、被保険者の賃金の低下等により協会財政にマイナスの影響を与えるのではないかと懸念しており、特に緊急事態宣言が出された令和2年4月以降の影響が大きいものと考えている。標準報酬月額の変動については、4月から6月に支給された報酬の届出によって9月以降に標準報酬月額の見直しがされるため、9月に改定される標準報酬月額の動向に注視したい。

【事業主代表】

三重県の有効求人倍率は低下傾向にあるが、1倍を上回っている。令和元年度の決算では、被保険者数の伸び率が急激に鈍化しているとのことであるが、その要因は何か。

【事務局】

日本年金機構の適用促進対策の強化が、平成29年度まで集中的に行われていたと承知しているが、被保険者数の伸びの鈍化との関係は把握できていない。なお、令和元年度の保険料収入の伸びは、大規模健康保険組合解散の影響を除けば、近年の保険料収入の高い伸びと比較すると、鈍化している。

【学識経験者】

三重県は全国と比較して医療費が低い一方で、糖尿病リスクが高い。三重県の健康課題に着目し、ターゲットを絞り込み、特にリスクが高い方に対するハイリスクアプローチを行うことで、医療費の適正化を図ることができると思う。

議題 2. 三重支部事業報告について

資料 2 に沿って事務局から説明を行った。

《評議員からの主な意見》

【学識経験者】【事業主代表】

令和 2 年度事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響をどの程度受けているのか。

【事務局】

令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、業務に多大な影響を及ぼしている。緊急事態宣言は解除されたが、健診では医療機関でなお緊張状態が続いており、また、保健指導では事業所での売上が大幅に落ち込んだ影響もあり、受入れが困難な状況が見受けられる。これらの状況に十分留意したうえで業務を再開することとしている。

【学識経験者】

返納金債権の回収率が目標を大きく上回っている。どのような取り組みをしたのか。

【事務局】

催告文書の活用に加え、保険者間調整や法的手続きを積極的に実施したことなどにより目標を大きく上回ることができた。

【事業主代表】

令和元年度実績では、前年度の数値を下回る項目についてその要因を分析し、事業を進める中で生じている課題の把握・検証を行い、事業の評価結果を踏まえ改善していくことが重要であると思う。

【被保険者代表】

私自身の健診結果が要再検査であったため休業中に医療機関を受診したところ、検査結果で治療が必要な重度な状態であったことがわかった。治療方法では、薬剤が不可であったため、注射を毎日続けているが、治療費の負担を大きく感じている。この注射の治療にジェネリック医薬品は使用できなかったが、ジェネリック医薬品への関心が高まった。

【事業主代表】

ジェネリック医薬品を使用することは、医療機関にとってどのようなメリットがあるのか。

【事務局】

ジェネリック医薬品の使用促進は、令和2年9月までに80%以上を達成することを目標に国全体で取り組んでいる。この目標を達成するための施策として、診療報酬改定により後発品使用体制加算の取得条件が厳しくなっている。ジェネリック医薬品の使用促進は、医療費の削減だけでなく、患者の自己負担も減ることになる一方で、医療機関では、安定供給、薬価差益、後発品メーカーのMRの訪問が少ないなどの課題もある。

【学識経験者】

ジェネリック医薬品の使用促進のためのWEB広告では、どのように効果検証を行うのか。

【事務局】

アウトプットはバナーをクリックした件数で、アウトカムは加入者理解率の向上である。WEB広告では、加入者理解率を高めることで、間接的にジェネリック医薬品の使用促進を図ることとしている。

【学識経験者】

当会では、新型コロナウイルスの感染拡大により、求人情報や研修についてWEBを活用している。申込者の居住地を見ると、県外が上位を占めており、新たな気づき、発見があった。WEB広告を効果的に実施するためには、効果検証をきっちりと行うことが重要である。

【事務局】

WEB広告では、バナーのクリック数のほかに、属性、地域など利用者の特性を分析することとしている。

【学識経験者】

事業者健診データの取得率向上には、働いている被扶養者や定期健診を行った健診機関への働きかけを強化するべきではないか。

【事務局】

事業者健診データの取得では、特定健診の問診項目である「服薬歴」及び「喫煙歴」が必須項目となっていないことが、事業者健診データを取得し難い要因の一つとなっている。このため、三重支部では、定期健診を受けている事業主に、協会の健診を受診いただくよう推進している。また、協会の健診を受診いただくことで、健診日当日の特定保健指導につなげることもできると考えている。

【学識経験者】

集団健診により、特定健診・特定保健指導の実施率が伸びており、積極的に実施するべきである。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から計画が大きく遅れたとのことから、下期においてはこれまでより長期的・継続的に実施してはどうか。

【被保険者代表】

令和2年度の集団健診を再開するとのことだが、健診機関によっては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、胃カメラや対面による健診当日の特定保健指導を中止しているところもあると聞く。このような状況下で集団健診は実施できるのか。

【事務局】

令和2年度の集団健診は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたうえで、10月から3月にかけて大型ショッピングモールなど利便性の高い施設などで、できる限り広い地域にて実施することとしている。

【被保険者代表】

定期健康診断は、事業主の義務として実施しなければならない、事業主が費用負担している一方で、生活習慣病予防健診は、協会から費用補助があり、自己負担分のみを事業主が費用負担するなどしている。同じ健診であるならば、生活習慣病予防健診の補助額のうち定期健康診断に相当する額については、事業主が負担すべきではないか。

【事務局】

労働安全衛生法に定められている定期健康診断は、年に1度受けさせることが事業主に義務付けられている。一方で、生活習慣病の予防・早期発見を目的として、平成20年4月から40～74歳の方を対象に内蔵脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が国民健康保険や被用者保険の医療保険者に義務付けられている。定期健康診断と生活習慣病予防健診では、法律上での義務付けの根拠が異なり、費用負担の考えも異なる。なお、協会の費用補助は保険料収入により賄われていることから、保険料を払っている方が特定健康診査・特定保健指導を受けないことはもったいないので、ぜひ協会の健診を受けていただきたいと考えている。

【事務局】

令和2年度支部保険者機能強化事業の変更について、事務局案のとおりで了承いただいたということでよいか。

《一同異議なし》

以上